

令和7年4月14日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

レターパックの返戻について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）施行例第13条第4項において「行政文書の開示を求めるものは、総務省令で定める方法により送付に要する費用を納付しなければならない」とされ、かつ、総務省令において「郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法」とされているところ、レターパックは、「総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法」に該当しません。

つきましては、あなたから送付された行政文書の開示の実施方法等申出書（本年4月7日当省受領）に同封されていた、レターパックについて、返戻いたしますので、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票を納付してください。